

第 45 回日米財界人会議
共同声明(仮訳)
2008 年 10 月 7 日、東京

米国経済

第2四半期の実質 GDP 成長改定値 2.8%は、暫定値 3.3%からは大幅な下方修正であったものの、市場の予想ほど悪いものではなくポジティブ・サプライズだったと言える。とはいえ、こうしたポジティブなニュースも、足元で急速に悪化する景況感の前にはほとんど意味をなさなかった。確かに石油や商品価格は、今夏に最高値をつけた後下降トレンドにあるとはいえ、価格水準自体はまだ高止まりしており、他の全ての価格に上昇圧力として残っている。こうしたインフレ圧力が家計や企業活動に影響を与えている。家計では、労働市場の悪化と相俟って、こうしたインフレが実質所得を目減りさせ消費の抑制につながっている。また企業部門では、こうした消費低迷とコスト高により収益を圧迫され、またそれが設備投資と生産量の抑制につながっている。輸出だけはまだ好調で、米国経済が持ちこたえられるかどうかはこの好調が持続できるか否かにかかっている。そうした意味で日本を含む外国市場からの需要は重要といえる。

米国経済にとってのリスクは、下げ止まらない住宅価格、急上昇する住宅ローンのデフォルトとそれに伴う信用リスクの増大による経済悪化への圧力である。こうした危機は文字通りほとんどの銀行やその他の金融機関を直撃し、結果として一般企業への貸付も抑制されることで实体经济にも影響を与えている。日本を初め他の国々の金融機関はほとんどこの影響を受けている。両協議会は、我々がこうしたたちの悪い、影響力の大きい問題に直面しているという認識のもと、米国政府に対し国内および世界経済の不安定さを軽減すべくできるだけ早急に対応を講じるよう要望する。

日本経済

わが国の景気は、エネルギー・原材料価格の高騰や海外経済の減速、サブプライムローン問題に端を発する金融・資本市場の混乱等の影響によって後退局面を辿っている。これまでのところ、生産や輸出の落込みは過去の景気後退期と比べて緩やかではあるが、実感ベースの景況感はずでに前回の景気後退期のボトム時並みまで悪化している。

足元、原油を始めとしてエネルギー・原材料価格の高騰には一服感が出てきているものの、その一方で海外経済の減速感是一段と強まっている。外需減速を受けて、わが国の景気は年末にかけて一段と弱含む可能性が高い。

企業収益は、売上高の減少や資源高等による変動費率の上昇が利益を圧迫している。家計部門も、その環境が一段と厳しさを増している。物価上昇の加速が家計の実質購買力を下

押し、消費者マインドの低迷が続くなか、雇用環境も悪化の動きがみられる。企業収益の悪化や景気の先行き不透明感から企業の雇用抑制スタンスが強まっていることから、新規求人数は前年割れが続いており、失業率は4%台まで上昇している。このように雇用・所得情勢の不透明感が増していることに加え、物価も上昇を続けるなか、実質雇用者報酬は低調に推移する公算が大きく、個人消費は冴えない展開を見込む。

金融サービス

両協議会は、昨今の米国の信用危機を発端とする異常な経済情勢は、あらゆる側面において日米を含む国際金融市場およびそれら市場におけるサービスの供給に、多大な影響を与えていることを認識している。米国の金融システムにおいて、いくつかの抜本的な改革が必要であることは明白であり、両協議会は、米国内および国際的な経済不安を最小限に食い止めるために、可能な限り早急にこの状況を打破するよう米国政府に強く求める。1990年代初めからの日本の10年にも及ぶ不良債権問題との奮闘が示すように、この問題による実体経済への影響が軽減されるよう、早急かつ積極的に対処することが望ましい。

グローバルな金融センターとしての日米金融市場

ここ数年、両協議会は日米両国政府によるグローバルな金融センターとしての地位強化のための努力を支持してきた。両協議会は本年も引き続き、日米両国政府の目標達成に向けた方策を確立するための積極的な取り組みを評価しており、両国市場強化に更に必要となる施策を確認してきた。

両協議会は、専門性の高い人材や管理者の処遇が、自国市場の魅力やグローバルな金融業に関わる人達にどれだけ影響を及ぼすかについて把握すべきと考える。この中には、それぞれの国や地域における職務権限を有する管理者に対する規制および税制の取り扱いや、国外居住者に対する税制上の取り扱いも含まれている。両国は、自国の労働力の質を高め、課税基準の拡大に繋がる優秀な外国人労働者を惹き付けるために、入国管理制度を改善すべきである。また米国は、海外に居住する米国人に対する課税をグローバル・スタンダードに適合させるべきである。

両協議会は、日本は現在および将来の税制が、経済活動や経済成長にどのような影響があるかを慎重に見極めるべきであると考え。日本の法人税の実効税率は、国際水準まで低減されることを要望する。また日本政府は、消費税が付加価値税(VAT)のグローバル・スタンダードから逸脱しないようにすべきである。特に、日本の消費税法および関連規制は、第三者である代理店を通じて保険商品などの特定の金融商品を販売する場合に、金融機関と代理店との間で行われる取引を課税対象としており、このことはVATのグローバル・スタンダードで求められている中立性の原則に反している。また、全額出資関係にある金融サービス子会社には、グループ企業を一つの課税対象企業とみなし、グループ企業間取引を非課税とするVATグループ課税の仕組みを認めるよう、改正するべきである。両協議会は、キャピタル・ゲインや配当

金に対する個人所得税の減税措置は、2010年末の特例措置失効以降も継続すべきであり、またキャピタルロスや債券投資や預金から発生した利子所得から控除することも認められるべきであるとする。

両協議会は、市場の透明性を確保することが、市場参加者の意思決定の不確実性を軽減し政策の実行性を高めることに加えて、政策の正確な理解を促すことで金融及び金融システム全体の安定性向上に資するものとする。この種の安定性は言うまでもなく、消費者にとって有益である。両協議会は、日本政府による消費者利益を追求するための取り組みを歓迎する。消費者庁の新設および消費者庁への法律の移行に際して、消費者庁に適切な専門家を含む十分な要員が配置され、また監督下におかれる企業が二重監督、二重の調査や罰則を受けないようにすべきである。同様に両協議会は、新しい消費者庁関連法案や規制全てに費用対効果分析(客観的手法や定量的分析など)を行うべきであるとする経済財政諮問会議の提言を支持する。これは、消費者庁のためのルール作りの間だけでなく、経済活動の強化に資するとの意図された効果を発揮しているかどうかを検証するために、施行後も定期的に実施されるべきである。

2007年12月、金融庁は金融・資本市場競争力強化プラン(「市場強化プラン」)を発表した。両協議会は、本プラン導入によって「ベター・レギュレーション」のスローガンの下での効果的、効率的かつ透明性のある規制の実現、および日本の金融資本市場の競争力強化に向けて、産業界と金融庁が緊密な連携を取ることを助長する、金融庁の力強い前進を賞賛する。この点に関して、金融庁は2008年4月に「金融サービス業におけるプリンシプル」を発表し、大きな前進を見せた。この中で、金融庁は産業界との対話を増やすために努力し続けると宣言している。政策立案過程における官民の対話の促進、商品認可や行政処分に関する基準の公表、パブリック・コメントの期間や手順の標準化、ノー・アクションレター制度を活用した規制導入前段階でのルールの明確化、政府による解釈指針等を活用することが、市場参加者の安定性、予見可能性そしてコンプライアンスを大幅に改善すると期待している。金融庁は、民間との対話やパブリック・コメントなどを通じて、事前に法改正やルールの解釈を出来るだけ公表すべきである。これは同時に、企業がこれらの施行までに適切な準備をすることにも資する。監督や監査は法律だけでなく、行政や立法の実務慣行を前提にする必要がある。金融庁は2007年7月に金融コングロマリット監督指針を改正した。両協議会は、日本および外国金融グループの成長を促すには、金融コングロマリット規制の指針および外国金融サービス機関への監督を明確化し、グループ監督に関する国際的な指針やベスト・プラクティスを反映する形で改正されるべきであるとする。グループ監督は、一国の監督者が自国の管轄権によって複数の国に跨るグループ全体を監督することを認め、他国の監督者は当該国の監督者に協力することによって、二重監督を防ぐべきである。

両協議会は、日本での日本および外国の金融グループの発展を加速させるために、円滑で柔軟かつ課税猶予のある企業再編が出来るよう、更なる規制緩和が行われるべきであるとする。

える。外国保険会社の包括移転を含む、外国企業の日本支店の日本企業化を進めやすくすることは、事業効率を高める企業再編を促す。また日本政府は、一般の投資家と経営権取得目的の投資家を区別するために、企業の全株式の5%超の株式を保有した場合の報告義務を課しているが、これは見直されるべきである。

類似商品やその供給者に同一の規制を課すことは、日本の金融・資本市場強化のための重要な原則であり、規制による差別が存在する場合に起きる市場の非効率や歪みを避けることが望まれる。2007年10月1日、日本の郵政金融会社2社が事業を開始した。これら企業は、その規模からして金融・資本市場に大きな影響を与えられているため、両協議会は民営化が平等な競争条件を保つ方法で行われることを願っている(民営化法の第2条に則った形で)。このことは、日本の金融・資本市場が国際的に競争力のある市場となることに寄与する。同様に、協同組合金融機関と民間金融サービス業界間での平等な競争環境を構築することも重要である。

米国において、米国企業改革法(以下、サーベンス・オクスレー法)は証券市場に対する信頼回復の一助となったが、同時に、上場企業のコンプライアンスに係る費用負担の大幅な増加をもたらした。2008年6月に制定された日本の金融商品取引法は、企業に内部統制態勢の開示を義務付けるなど、サーベンス・オクスレー法と類似の報告義務を求めるものである。両国政府は、民間との対話を通じてこれらの法律の実効性の向上と遵守にかかる費用および時間の軽減がなされるよう、検証し続けるべきである。また日本政府は、サーベンス・オクスレー法が企業の事務手続き上、過度な負担を生じている点などの課題を念頭に置き、金融商品取引法が最も効率的な形で投資家保護を達成すべく機能しているかについて、検証していくべきであると考ええる。

年金改革

両協議会は、日本における少子高齢化の進行を踏まえ、公的年金制度と補完関係にある企業年金制度の充実が、今後さらに重要になると考えている。特に、確定拠出年金制度の普及は、年金制度充実の観点のみならず、証券市場活性化や労働市場の柔軟性確保の観点からも重要である。両協議会は、日本政府に対し、現行の確定拠出年金制度について、以下の改善を行うことを要望する。

- (1) 拠出限度額の大幅な引き上げ
- (2) 特別法人税の廃止
- (3) 従業員による任意の補完的掛金拠出の容認
- (4) 加入対象者の門戸拡大
- (5) 確定拠出年金資産の支払要件の緩和
- (6) 確定拠出年金間のポータビリティの拡充
- (7) 確定拠出年金運用商品の選択肢の拡大促進

コマーシャル・ファイナンス

資本の構築や事業の成長をより早いペースで実現していくためには、信用を供給する者の間の競争を高め、資本調達コストを引き下げるべく、日本のコマーシャル・ファイナンスに関する法律を改正する必要がある。両協議会は、不動産担保や個人保証に依存することのない融資の利用を広げ、財務面が芳しくない企業や法的再建手続き中の企業への資金供給を支援することが重要であると考え、両協議会は、動産担保融資や DIP ファイナンス実現のための法的インフラ整備を行うことを推奨する。これは、現行の担保法制の改正および債権者保護の強化を含む。

米国保険規制の改正と現代化

過去 150 年もの間、米国における保険の州別規制は消費者利益および消費者保護に寄与してきており、また地域毎の保険市場のニーズに添えてきた。しかしながら、この州別規制は複数の州に跨って業務を行っている保険会社にとっては大きな障害にもなっている。米国内および国際的に保険市場が変化してきている中、米国の州別規制を改正し現代化すべきことは明白になっている。

米国の再保険コラテラル規制は、多くの外国保険会社にとって特に関心の高い問題である。両協議会は、米国の再保険規制がグローバル・ベスト・プラクティスに適合するよう、立法者と監督者が協力すべきであると考え、

米国保険規制の現代化と改正は、2008 年 7 月の「第 7 回日米規制改革及び競争政策イニシアティブ」において取り上げられた。両協議会は、最近数年の間に見られた前進を認識しており、米国および日本双方の市場参加者にとって有益な解決に向け、関係する立法者および監督者に更なる前進を続けるよう強く求める。

ヘルスケア・イノベーション

優れた効果と経済性を発揮する診断・予防及び治療を実現し患者の生活を改善する革新的医療技術に関して、日本政府はその投資・開発及び導入・活用をより一層促進するための環境作りに優先して取り組むこととした。両協議会はそれを評価する。両協議会は、医薬、バイオ、医療機器などの革新的な医療技術が、高齢化社会における患者ケアに重要な役割を果たすと共に、科学技術や経済成長、雇用にも貢献することから、日米両国にとって重要であると確信し続けるものである。両協議会は、日米の経済低迷が医薬品・医療機器市場へ負の影響を与えていることを認識し、両政府が積極的な経済政策を講じると同時に、一層のイノベーションと成長に向け、必要な資源が医療に配分されることを強く要望する。

また、医療技術領域において、国内での技術開発や外国からの投資などを活性化するには、以下に挙げるような一定の基本条件を整えることが肝要と考える。

- (1) 予見でき、透明性があり、効率的な薬事承認システム
- (2) 公正で、適正かつ筋の通ったイノベーションを高く評価する保険償還システム
- (3) 臨床試験に対し、協力的で適正な臨床研究の環境
- (4) 有効な特許保護や技術移管の環境
- (5) 健全なベンチャー金融市場(投資市場)

これらのゴールに向けた、両協議会の具体的な提案および進捗評価は以下の通り。

提言: 医薬

1) 研究開発プロセスの改善

両協議会は、日本の「治験活性化5ヵ年計画」を歓迎する。また、日本における臨床試験の期間と費用を削減する目標に向け、計画を迅速に実施していくことを奨励する。さらに、臨床試験の管理要件の改善や医薬品医療機器総合機構(PMDA)による治験相談の更なる充実も引き続いて行われることを提案する。とりわけ、両協議会はグローバル臨床研究拠点の確立のため、中核病院に対して早期に「クリニカル・トライアル・センター」を併設すること望むものである。

医薬品開発の期間とコスト削減については、米国でも同様に取り組み続けなければならない。両協議会は、FDA がクリティカル・パス・イニシアチブに基づいて、医薬品開発プロセスの合理化に向け、引き続き産業側と連携していくことを強く望むものである。

2) ドラッグ・ラグの解消

両協議会は、ドラッグ・ラグ解消の手段としてだけでなく、世界の患者が早急に治療薬や生活改善薬にアクセスできるようになることから、日本政府による世界同時開発の支援を歓迎する。着実なステップを示した目標を元に、世界同時開発(承認まで)への日本の参加を容易にできるような、規制緩和やプロセス改善の達成状況について、産業側、厚生労働省、PMDA 間での継続した意見交換を期待する。

両協議会は、PMDA が2011年度中に新薬の審査期間を12ヶ月以内に短縮するという挑戦的な目標に取り組むことを歓迎する。しかしながら、現在から2012年までの間の合理的で測定可能な進捗目標を設定することが重要である。両協議会は、PMDA が産業側と開発に関して議論することおよび次のステップを実行していくことを推奨する。

- (1) 優先審査、通常審査のいずれにおいても同じタイミングで、開発者のニーズが継続して満たされるよう、審査体制の能力を拡張する。
- (2) 時間管理や書類の更新を含め、相談プロセスを改善する。
- (3) 審査担当者間の審査基準の統一性を担保する。

さらに両協議会は、PMDA が安全性・有効性評価に、アジア人を含めたグローバルな臨床試験データを最大限活用することを推奨する。

一方、米国においては、昨年施行した処方箋医薬品ユーザーフィー法を有効に活用し、市販後安全対策を充実することで、安全性の担保と迅速な承認の両立が図られるべきである。

3) 薬価制度の改善

両協議会は、日本において、「イノベーションの適切な評価」の視点で薬価制度の抜本的改革が協議されていることを評価する。同時に、次の事項を反映した産業側の改革案の実現を強く推奨するものである。

- (1) 上市時の適切な値付け
- (2) 特許期間の価格維持
- (3) 特許失効後の後発医薬品の使用促進

制度改革が実施されるまで、毎年改定や市場拡大再算定のように、特許期間の医薬品の価格を不当に侵食するような手段の実施、検討には継続して強く反対していく。

両協議会は、次の米国大統領によるいずれの医療制度改革も、市場原理を損なわず、イノベーションや患者・医師の選択、経済成長を妨げない前提で行われることを強く望むものである。

4) 知的財産権の保護強化

両協議会は、米国政府が現行5年間であるデータ保護期間を、日本と同等の市場独占期間が実現する程度に延長することを継続して推奨するものである。

提言:医療機器/技術

1) より迅速で効率的な承認審査を実現すべく、薬事承認システムの改革を促進する。

厚生労働省および PMDA は、このほど医療機器承認審査プロセスを迅速化し、改善する方策を打ち出した。両協議会は、一連のワーキング・グループ活動を通じて産業界の代表者が意見を表明する機会を与えられた透明性のある施策策定プロセスを高く評価している。

5年の間に、デバイスラグ(他国と比較して新しい医療技術の導入が遅れること)を無くそうとする、日本政府の決意は両協議会として大いに歓迎する。このゴールを達成するためには、厚生労働省/PMDA が申請者の負担に配慮するという精神 (least burdensome approach) をすべての薬事承認プロセスに適用しつつ、計画通りまたはそれよりも早い日程で発表された改革のための施策を確実に実行することがきわめて重要である。

加えて、PMDA は計画通りあるいはそれよりも早い日程で審査人員を増やし、効率的な教育と育成が行われることが必須である。厚生労働省/PMDA は、同様な質問の繰り返しや、

申請者に過度な負担を強いるまたは必ずしも必要とは思われない要求事項が生じないよう、審査官同士の技術的専門知識の調整に努めるべきである。クラス II デバイスの審査に関して、第三者機関の活用を促進するという厚生労働省の意向は、両協議会として歓迎すべきことであり、クラス III や IV のデバイス審査においても、第三者機関の活用を拡大することを提案する。

この改革を成功させるのに最も重要なのは、厚生労働省/PMDA が示した、審査パフォーマンスの目標達成である。両協議会として、これら目標への進捗を慎重にモニターしていくと共に、それよりも早い日程で目標達成する取組みに対してサポートしていく。

最後に、審査官個人が薬事審査活動から生じるリスクを抱えることを両協議会としては依然危惧している。審査活動に関わる責任は審査官個人ではなく、機関、またはその責任者が負うべきである。

2) 臨床研究や新技術の開発環境を向上する

十分な患者保護のもと、メーカーがプロトタイプを臨床研究に提供できるよう、明白な規定を作り、規制環境を整備することを両協議会は改めて提案する。加えて、日本における臨床研究のための必要条件や、臨床研究への要求事項、インフラ、実施能力等の改善の方策について、産官学の間でより活発な議論が行われることを強く求める。重要な患者ニーズを満たす治療や技術へのビジョンを定め、患者がそれらを効率よく利用できるようなクリティカル・パスの構築を改めて提案する。

3) 両国の審査機関の協同を力強く推進していくこと

両国間で相互にデータや審査内容を受け入れられるよう、規制の整合を目指し、日本の厚生労働省/PMDA と米国 FDA との間で、可能なところから段階的に実行する適切な道筋を設け、協力して進めていくことを強く求める。両協議会は、日米両国が世界を代表する医療機器の2大市場であることを考慮し、日米間における薬事的な協力と整合が、より高い優先順位とされるべきであると考えている。

4) 医療機器のイノベーションを評価する償還プロセス(制度)

日本政府は、優れた効果と経済性を発揮する診断・予防及び治療を実現し患者の生活を改善する先進医療技術に関し、その先進性を高く評価しそれらの技術の導入を促進するように効果に見合ったインセンティブを与えるべきである。

厚生労働省は今年、幾つかの機能区分を細分化し革新的な技術を評価する環境整備の方策を講じたことを両協議会は評価する。しかしながら依然、革新的製品に対して付加価値を評価するプロセスは明確ではなく、十分機能しているとは言い難い。新規性があり革新的な製品は、それらの特質や患者ケアへの貢献に基づいて、個別に償還価格が決めら

れるべきであると両協議会は考える。

外国平均価格の参照方式(FAP)を使うことに関し、両協議会は引き続き懸念を持っている。FAPによる価格調整は原理的に無理がある。流通コストや市場構造の違いが、異なる市場における多様な価格帯を必然的に生むのであり、それは医療技術産業だけではなく、他の産業においてもしかりである。FAPは、技術開発環境や当産業への海外からの投資を弱体化させる。両協議会としてはFAPを活用せず、究極的には廃止していくことを強く望む。また活用する間は、比較対象国を変更したり、値下げの下限を下げたりしないことを強く望む。FAPは革新的技術創出の妨げにならないようにすべきであり、また今以上に活用されるべきではない。

5) ヘルスケア分野でのIT活用の促進

両協議会は、ICTに関する共同声明に向けて議論を深めた通り、ヘルスケア分野における効率化と患者利益の向上のため、ITの活用をより一層促進することを強く求める。

エネルギーと環境

ここ数年、石油価格が新記録を更新し、気候変動に関する科学的証拠がかつてないほど明確な関心事となり、エネルギー安全保障に関する懸念が新たな高みに達するなか、エネルギー/環境政策が大きくクローズアップされている。これらの課題に直面して、民間セクターと政府は、国内で利用可能な低CO₂排出エネルギー源の開発や迅速な世界規模での採用を促進するアプローチを支援している。

北海道洞爺湖サミットはこうしたプロセスにおける中心的な政治イベントであった。洞爺湖において、G8首脳は気候変動に取り組むための国際協力の重要な要素について合意した。合意内容には以下の事項が盛り込まれていた。

- 2050年までに全世界の温室効果ガス排出量を半減させる目標を共有する。
- 主要経済国が2009年末までに2013年以降の気候変動の枠組みを決定すべきである。
- 経済成長と両立する形で既存技術や新技術の普及を通じてエネルギー効率を改善し温室効果ガス排出量を削減するために、セクター別アプローチは有用な手法となり得る。
- 「クリーン・テクノロジー基金」や「戦略気候基金」の創設を含む国際的な環境資金協力を求める。

- 炭素回収・貯蔵などの分野におけるイノベーションを促進し、新技術の商業化をスピードアップするための対策を講じる。
- 環境関連の物品・サービスの売上の妨げとなる障壁を撤廃するための努力を支援する。

両協議会は、我々の 2007 年共同声明から一貫して、これらの決定事項を支持する。また両協議会は、日米両政府に対し、気候変動およびエネルギー問題に関して、特に以下の事項に注意を払いつつ、より一層リーダーシップを発揮することを求める。

グローバル・ソリューション:

エネルギー市場、及び温室効果ガス排出はどちらも地球規模である。同様に、これら分野の課題解決策も地球規模である。このような理由から、両協議会はポスト2012年の気候変動の国際的な枠組みの一環として全ての主要排出国による温室効果ガス削減公約を求めている。主要排出国の参加を確実なものにするためのアプローチには、温室効果ガス削減を公約する発展途上国にとっての明確な利益が含まれるべきである。たとえば、「クリーン開発メカニズム」(CDM) プロジェクトの新たな機会、国際技術協力におけるセクター別官民自主行動およびメカニズム(たとえば、APP)の強化、キャップ&トレード・システムを適用する国々との排出枠取引関係の構築、「クリーン・テクノロジー基金」などの国際的な技術整備基金を利用できる機会などである。

日米両政府は、新興経済国への環境に優しい技術の導入を促進するための各々のプログラムのスピードアップも図るべきである。日本は新興経済国による地球温暖化問題への取り組みを支援するために「クールアース・パートナーシップ」イニシアチブの設定を発表している。さらに、国際協力銀行(JBIC)の役割は環境に優しい技術の普及に向けた資金調達を促進する上でますます重要となるであろう。

技術の中立性:

よりクリーンで、より独立性が高く、より安全確実なエネルギー源の開発を促進するための国際的な枠組みおよびプログラムは、いかなる技術の利用も除外するべきではない。国際エネルギー機関(IEA)は自らが発行した『2008年エネルギー技術展望』(Energy Technology Perspectives 2008)の中で、各国の指導者が要求する温室効果ガス排出削減を行うためには、エネルギー利用効率を大幅に改善すると共に、風力、太陽光、原子力エネルギー、クリーンコール、高効率天然ガス複合サイクル、バイオ燃料、水力を含むありとあらゆる既知のよりクリーンな技術の迅速な採用が必要になると結論づけている。

バランスの取れたエネルギー源の構成を構築する一環として、日米両政府は優遇措置(インセンティブ)の使用を拡大して再生可能エネルギーの利用を奨励することが重要である。これ

には、米国連邦生産税の税額控除の拡大や「再生可能エネルギーポートフォリオ基準」(Renewable Portfolio Standard)義務の強化、または商業的魅力のある固定価格買取制度(feed-in tariff)の活用が相応しい国で検討されること等が含まれるべきである。水力、風力、太陽光、バイオマス、他の形態の再生可能エネルギーが可能な限り最大限に奨励されるべきである。とりわけ風力エネルギーは、現行技術レベルにおいて、価格競争力のある再生可能エネルギー形態となっており、両国において風力エネルギーの利用を奨励するプログラムが適用されるべきである。

加えて、エネルギー・ミックス上、原子力発電はエネルギー安全保障と温室効果ガス削減を達成する不可欠な部分であるため、日米両政府は日米両国における原子力発電所の新設を今後も奨励していくべきである。それゆえに、民生用原子力産業を開発するために必要な法制度が日米両国に整備されるべきである。日米両国の民生用原子力産業はジョイントベンチャー、共同研究開発、顧客 供給者関係を通じて密接に調整が図られている。この日米が協力する産業が国際ビジネスを発展させるために、両国政府は、原子力エネルギーの拡大をサポートするビジネス環境を整備するために多大な努力を行う必要がある、併せて核拡散・貯蔵、責任問題等のリスクも軽減すべきである。

エネルギー効率改善方策も、全般的なエネルギー技術プログラムの不可欠な部分として検討されるべきである。とりわけ、情報技術(IT)の研究ならびに採用は、今日の環境問題を解決し、長期的な持続可能性を可能にする上で不可欠である。とあるアナリスト会社の計算によれば、IT 分野は世界のエネルギー消費量の2%を消費している。IT 機器本体の省エネルギー、及び世界のエネルギー消費量の残98%の部分の削減に貢献できる IT ソリューションを通じての省エネルギーを促進するグリーン IT の取り組みは、持続可能な社会に貢献する上で極めて重要である。

環境への負担の少ないワークスタイル、ライフスタイル、社会インフラのイノベーションはITソリューションを通じて実現可能である。たとえば、既存のソフトウェアやPCハードウェアをアップデートすれば、大量の温室効果ガス排出量を削減することが可能となり、ウェブベースの通信やコラボレーション・システムのようなITソリューションは、朝の通勤や出張時のカーボン・フットプリントを大幅に削減することができる(ある推計によれば、2020年までに5億トンものCO₂を削減可能とされている)。電力インフラ分野では、スマートグリッド技術が送電・配電の効率を改善できる。

グリーンITイニシアチブは日本政府によってグリーンITを促進するために構築されたものであり、このイニシアチブの下にグリーンITを実施するための産・官・学パートナーシップとして2008年2月にグリーンIT推進協議会(Green IT Promotion Council)が設立された。政府によるIT産業支援は、全般的なエネルギー技術戦略の重要な一部となるはずである。我々は日米両政府にCO₂排出削減に関する企業の貢献度を測定する評価方法を確立するよう求める。

また、日米の企業によって開発された環境関連の、エネルギー効率の良い技術を発展途上国に普及させることは、地球規模での CO2 の削減に大きく貢献し得る。我々は、日米両政府に地球温暖化対策に貢献すべくグリーン IT の促進を一丸となって主導するよう求める。

イノベーション:

既存技術の採用を促進すると同時に、日米両政府や民間セクターは既存技術の改善や新技術のブレークスルー達成を目指して、エネルギー分野での研究開発を継続するべきである。政府は優遇措置を提供してイノベーションを促進するための政策的枠組みや法的枠組みを設定するべきである。それらの枠組みの中で、民間セクターは投資を行って、成功裏に低炭素経済への転換を可能にするビジネスモデルを開発しなければならない。その結果、官・民パートナーシップが課題に取り組むためにふさわしいものとなり、民間セクターは意欲的に革新的な解決策を開発し、採用するようになるであろう。

日米両国におけるイノベーション政策の基礎は、イノベーションと公衆への情報提供双方の促進につながる、知的所有権保護のシステムである。我々が直面している課題に対処する解決策の促進からは程遠い、クリーン・エネルギー技術の強制的な技術移転を求めるような通常の商業活動を逸脱する行動では、最も必要とされる時にイノベーションの推進力を失速させてしまうであろう。実際、知的所有権保護は新技術の開発への投資だけでなく、既存技術の商業展開も後押しする。厳格な知的所有権保護は、新興経済国におけるクリーンエネルギー技術の導入促進を目的とした資金調達などのプログラムへの参加資格の必要条件として扱われるべきである。

柔軟性:

高騰するエネルギー価格、気候変動、エネルギー安全保障に対処するための政策上の解決策を編み出すことは大きな挑戦である。解決策が効果的なものである限り、国際システムは、現地にふさわしい解決策を許容するだけの柔軟性を備えているべきである。たとえば、日米両国が保有する国内エネルギー資源は著しく異なっている。このような異なる状況を考慮に入れ、かつ、解決策はキャップ&トレードやベースライン・クレジットシステム、ベンチマークや性能基準、租税優遇措置などの様々な手段を組み合わせたものとなることを認識した上で、日米等の先進国が新興経済国に対し、より効率が良く、よりクリーンな技術の導入を促進するインセンティブを提供することを可能にするのみならず、日米等の先進国が公平かつ達成可能な目標値を設定することを可能にする“セクター別”アプローチを活用することを、両協議会は支持している。利用可能な最善の技術(BAT)およびベストプラクティスを共有し、かつ共通のベンチマークを設定する、技術集約型の国際パートナーシップを通じて、セクター別アプローチは適用されよう。

温室効果ガス排出はグローバルな問題であるため、温室効果ガス排出量が削減される場所に柔軟性を持たせることができる。発展途上国において先進国よりも多くの排出削減量をより

低コストで達成できるのであれば、それらの排出削減が奨励されるべきである。既存のクリーン開発メカニズム(CDM)は、このような成果を達成する方法のひとつである。しかしながら、合法的なプロジェクトの承認を迅速化し、より多くの排出量削減を促進するためには CDM が簡素化され、修正されるべきである。さらに、発展途上国におけるクリーン技術への民間資金の流れがより一段と拡大されるように、制度の安定性や知的所有権保護を含む、適切な投資インフラが確保されるべきである。また、両協議会は CDM スキームに原子力発電、大規模水力発電、DSM プログラムを盛り込むべきであると信じる。

コスト削減:

両協議会は、両国政府がクリーンエネルギー / 環境技術の応用に関連するコストを削減するためにあらゆる有効な手段を講じるべきであると信じる。

貿易障壁 -

環境関連の協定は多くあるが、日米両政府が直ちに講じることのできる措置のひとつは、環境に優しい物品・サービスに課せられる関税や他の貿易障壁を撤廃することである。環境に優しい物品・サービスの関税および非関税障壁(NTB)撤廃に向けた世界貿易機関(WTO)における取組みについては、ドーハ・ラウンドを再開する形、情報技術協定(ITA)に沿って独立した形、もしくは他の協定という形で達成されるのかを問わず、両協議会は支持する。関税と貿易障壁は、日米両政府が支援を目的として優遇措置を提供している種類のプロジェクトに、同時に、政府が追加的なコストを課していることを意味する。そのような障壁を撤廃すれば、プロジェクト・コストの削減や技術採用率の改善につながるであろう。

インダストリー・スタンダード -

もうひとつのコスト削減策として、一部の国の地域特性に基づく安全に関する問題を考慮しつつ、国際安全基準に準拠した製品の使用を奨励することが、日米両政府にとって重要であると両協議会は信じる。例えば、最近改定された風力発電設備に対する日本の安全基準が、再生可能エネルギー施設の建設スピードを低下させるという意図せぬ影響を与えていたかもしれないため、その基準をレビューする等、両国政府は、環境に優しい全ての製品の国際貿易を促進する適切な措置を講じるべきである。

労働政策

両協議会は、労働法制改革が日本経済の成長や生産性向上のためのひとつの重要な施策であるということの重要性を引き続き強調したい。改革はつぎのような幅広いさまざまな要因から、その実行が急務である。

少子高齢化社会によって労働力の減少と経済活力の低下

よりいっそう多様な生き方を人々が望むことからワークライフバランスを重視する労働者の増加

情報通信技術を活用した新しい働き方の進展

日本経済と世界経済との一体化が進み労働の流動性がいっそう高まる

さらに、最近では日本社会における格差の拡大、特に正規雇用者と非正規雇用者との格差についての議論が高まっている。全労働者に対する非正規雇用者の割合は、2000年では25.9%だが2007年には33.5%にまで上昇している。社会的格差の拡がりに対する国民の批判にこたえて、正規雇用者として働く最善の努力をしているにもかかわらず1990年代の就職難時代の影響で今日においても社会的に低い階層にある“弱い立場”にある労働者を保護するために、日本政府は労働法制の規制強化の議論を集中的におこなっている。

両協議会は、こうした規制強化にむけた検討が、活力ある企業活動や経済情勢に今後悪い影響を与える、特に中堅中小企業に悪影響があることを懸念している。大きな幅広い視点にたつて考えれば、労働者の保護、労働条件の向上は、労働法制についての規制強化と規制緩和とのバランスのとれた施策とともに、全体的な力づよい経済成長と生産性の向上によってもたらされる。過度に厳しい規制や制約の多い制度は、グローバル化が進む世界経済のなかで日本の競争力を低下させ、また日本企業や外国企業にとって魅力ある投資先としての日本を選ぶ意欲を減退させることになる。さらにアジアにおける主導的な経済ハブとしての役割を日本がはたすようになるという日本の国際経済戦略を達成するためにも労働法制改革は必要である。

過去数年間にわたり、両協議会は社会情勢の変化に対応した労働法制改革についての提言や共同声明を発表してきた。労働法制改革への提言は、日本政府が掲げる国家目標、たとえばワークライフバランスの向上、多様な才能をもった人々の育成と活用、テレワーキングの推進、の実現に役立つと確信している。しかしこうした改革提言は、国民の理解が十分でないなか利害の対立と政党間の政治的対決によって、あまり進展がみられていない。そこで両協議会は、新しい政府において、速やかに労働法制の課題についての建設的な政策検討が可能となることを期待している。

両協議会は、日本政府が経済界、学界、政府政策立案者、有識者からなる労働法制改革検討の中核を担うチームを早急に編成することを提案する。このチームは、新しい働き方のルールづくり、労働市場の規制緩和推進などの労働法制改革について集中的にかつ高い理想をもって検討する際の主導的役割をはたすべきである。

両協議会は、ここにあらためて以下に掲げる政策提言の実現を要望する。

1.新しい労働法制 仕事のパフォーマンス向上と多様な労働条件の整備に向け建設的対話の促進を

(1) 高度に付加価値のある創造的な職種に対応した自己管理型労働制度の構築：日本

は、業績重視の成果報酬型雇用を奨励し、高度に付加価値のある創造的職務に就く労働者が、労働時間の長さで評価されるのではなく、より自立的に、働き方を自身でコントロールすることができるような新制度の導入を検討するべきである。

(2)解雇の金銭解決制度の導入: 解雇の金銭解決制度の導入は、使用者及び労働者双方にとって不必要でコスト高な訴訟リスクを回避し、予見可能性を高めるために必要である。

2. 現行制度の見直し

(1) 裁量労働制: 現行裁量労働制については、上記1.(1)記載の新制度との関連性において、引き続きその必要性を含め見直しを行うべきである。

(2) 雇用関係における契約自由の原則の確立: 厚生労働省は、労働契約法において解雇権濫用について明確に定義し、濫用と見なされる範囲を限定的に規定すべきである。これによって、雇用契約に対する全般的な信頼性を向上させ、日本企業が求める柔軟性の実現が可能となる。

(3) 労働者派遣法の改正: 多様で柔軟な働き方の一つとして労使双方からのニーズに応えるため、とりわけ、派遣期間の制限、直接雇用申込義務、派遣期間制限の適用のない26専門業種についての更なる見直しと規制緩和が必須である。この点と関連して、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区別に関する基準」(昭和61年4月17日付労働省告示37号)も、多様化した労働者の企業による受け入れを促進するために見直される必要がある。

3. 確定拠出年金制度の強化

日本政府は、確定拠出年金制度の強化に向け、以下の措置を講じるべきである。1) 従業員による任意の掛金拠出の容認、2) 拠出限度額の大幅な引き上げ、3) 加入対象者の門戸拡大、4) 退職前の確定拠出年金資産の支払要件の緩和、5) 確定拠出年金間のポータビリティの拡充、移管手続の簡素化、6) 制度管理者による助言提供の奨励、確定拠出年金運用商品の選択肢の拡大。

4. 技術者や技術交流プログラムを巡る入国管理手続の簡素化

両協議会は、日米両政府がそれぞれの移民法及び制度の強化に向け協力することを求める。このことは、日本のアジア・ゲートウェイ構想や国際経済ハブ化に向けた戦略に大きく貢献するであろう。

- 専門的技術的分野に従事する認定労働者の事前審査制: 両政府は、経済協力協定に、特定の専門的技術的分野に従事する者として予め指定された者につき国家安全

上の事前審査を行い、これらの認定労働者名簿に登載された者が短期間の通知をもってビザを取得できるようにするための条項を盛り込むことを検討すべきである。

- Hビザに類するビザ: 日本は、米国のHビザ(研修目的のビザ) に類するビザを導入すべきである。これにより、東京はアジア地域の、そしてグローバルなトレーニングセンターとしての地位を高めることになるであろう。
- 商用ビザ: 企業に勤務する労働者のためのファストラックで発行される短期滞在ビザ制度を導入すべきである。
- 長期技術交流: 専門的技術的分野に従事する労働者のためのビザを、日本行き及び米国行き問わず長期技術交流の目的に合致した制度として構築すべきである。

知的財産権

両協議会は、グローバル化の進展や資源・エネルギー価格の高騰等といったビジネス環境の急激な変化の中、企業活動における知的財産の果たす役割がますます重要になってきていることを痛感している。両協議会は、自国に留まらず、国際社会の中で強固でバランスのとれた知的財産権制度が構築されれば、日米両国経済は多大な恩恵を享受できるとの共通認識を持っており、両国政府が以下の領域においてリーダーシップを発揮することを要請する。

第一に、両協議会は、強固でバランスの取れた知的財産制度と、競争に関する透明な制度や法律が、互いに対立するものではなく、一体となって、イノベーションを促進し、消費者の便益を高めるために大変有効であると確信する。市場メカニズムにより、革新的で質の高い技術、製品、サービスが適切な価格で消費者に提供されることが可能となるように、各分野において、政策的アプローチが推進される必要があると認識する。経済がますますグローバル化する中、イノベーションが活発に起きている一部技術分野において、オープンイノベーションの流れが加速し、製品ライフサイクルが短縮されている。オープンイノベーションは、知的財産の利用 - これには、知的財産のライセンス供与と並び、知的財産権を公衆に無償開放し、特定の状況下では権利主張を行わない旨合意することが含まれる -、によって実現可能である。このような状況を念頭に、両協議会は、当該分野において広く技術を普及させ活用できるようにすることを可能とし、自社によるイノベーションの経済価値を最大限生かすことができるよう、オープンイノベーションを支持する努力を継続するよう要請する。

第二に、両協議会は、両国政府に対し、コンテンツやメディアのデジタル化、ブロードバンドによるアクセスの増加や、一層のグローバル化に伴う新しい課題をモニターし、適切な対応をおこなうよう要請する。具体的には、技術革新の恩典がユーザーや関係者に享受可能となるようなコンテンツの利用と保護についてのバランスの取れた対応が可能となると思われる分野で、自主的な協議と解決を図るよう、政府として市場参加者に働きかけるべきである。知的財産に

関する移転価格の算定方法の明確化と相互協議や事前確認制度などの迅速かつ効率的運用も必要である。

第三に、両協議会は、特に特許発明を利用しない者に対する過度な賠償認定について、懸念している。両協議会は、日米両国に対し、特許法改正等により特許制度を改善するよう要請しているが、当該要請、および損害賠償額を合理的なものとするに對する喫緊な必要性に鑑み、日米両国にて本件を継続してモニターするよう要請する。

第四に、両協議会は、特許審査の質の確保、地方裁判所の裁判官の専門性を高めることを通じて、米国特許制度は改善されうると考える。日本政府に対しては、特許庁と裁判所による特許性判断に関する一層の整合性がとられることを要請する。また、日米両国政府に対し、特許審査期間の短縮を要請する。これらにより、特許性判断の安定性・予見性がより一層高まることを期待する。

第五に、両協議会は、日米両国政府が、国際レベルの特許制度の重要な施策として、特許審査ハイウェイや実体特許法条約(特許ハーモナイゼーション条項の予想される合意に関するグループ B プラス諸国提案を含む)などについて、イニシアチブをとることを推奨する。特に、米国の新議会に対し、2009年1月の招集時には、先願主義を採用し米国の特許制度の運用を国際的なルールと調和させるなど、米国特許制度の改革合理化を緊急の課題とすることを要請する。両協議会は、また、両国政府に対し、当初は、日米両国において年間100件を超える特許を申請する企業に限定した上で、特許審査の相互認定試行実施を検討するよう要請する。このような方策は、日米両特許庁の作業量を軽減し、特許裁定の質向上と時間短縮に資するために緊急に必要とされており、国際的な特許ハーモナイゼーションという目標達成に向けての具体的第一歩となるであろう。

最後に、両協議会は、日米両国政府が協力して、官民の協力関係を生かしながら、第三国の政府に対して、問題解決のために必要な措置を講じるよう促すことで、それらの国における知的財産権の侵害をなくしていくよう求める。特に、両協議会は、両国政府が模倣品海賊版拡散防止について、引き続き協力をすることを支持する。その中には、G8 サミットにおいて本年未までに交渉の完了させることが求められている模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)構想等、模倣品海賊版製品を防止するための国際的な法的枠組みを構築する努力も含まれる。日米産業界は、日米両国政府の積極的なリーダーシップによる ACTA の早期実現を要望し、産業界としても可能な限り協力をを行う。

物流セキュリティ

両協議会は改めて両国政府に対し、明白なセキュリティ上の恩恵がなく、リードタイムやコストの増加につながる措置を変更または廃止し、より安全かつ円滑な貿易システムを実現するよう要望する。なかでも、最近両協議会が米国税関・国境警備局に提出した要望書にあるように、

海上貨物においては「10+2 規則」と呼ばれる追加的なデータ事前提出要求や、2012 年以降に米国に入港する全てのコンテナ貨物の検査を義務づける 100%検査要求は、日米（及びその他の市場）間の貿易がさらに複雑でコスト高なものになることを両協議会は引き続き懸念している。ほとんどの専門家は、あるサプライチェーンの川上から川下までの全体における各拠点ごとに100%完全な解決を図ろうとするよりも、脅威対応型のリスク管理手法の方が、限られたセキュリティ確保のための資源を上手に活用する最も効果的な方策になりうると考えており、その意味でも両協議会は上記要求の再考を要請する。

両協議会はまた、それぞれの認定事業者(AEO)制度について、貿易事業者に対するなお一層の具体的な便益を供与し、また AEO 制度の相互認証の仕組みを確立するように、この制度の強化を要望する。互換性のある認定事業者制度及び相互認証は、企業における貿易上の手続きの統一をもたらし、二国間貿易を円滑化する。同様に両協議会は、両国政府が貿易事業者に対する貿易手続き上の要件の簡素化と調和・統一を促進するためのナショナル・シングル・ウインドウシステムを導入するよう求める。

競争政策

公正取引委員会のデュー・プロセス

日米両協議会は、独占禁止法の執行における公正取引委員会による審査や審判にかかわる適正な手続き(デュー・プロセス)を世界的に公正なレベルによりいっそう合致させるように独占禁止法の改正を行うことを日本政府に要望する。この改正は、日本の独占禁止法に対する信頼を向上させ、独占禁止法の公正・公平な執行を確保するとともに、法の遵守をいっそう促進する。

両協議会は次の改正を特に要望する。

- 審判手続き

現行審判手続き制度では、公正取引委員会は、まず排除措置命令や課徴金納付命令を出し、その後自身が出した命令についての行政審判を行う。実務的視点からすると、こうした制度は公正取引委員会が「検察官、裁判官、及び陪審」の役割を同時に果たしていることを意味し、審判官の独立性が確保されていない日本においては、とりわけ問題である。その結果、現行制度は信頼性や公正性に欠け、欧米で採用されているデュー・プロセスの法的水準を満たしていない。

よって両協議会は、現行審判手続きを廃止し、これに代わって行政訴訟の一般的な原則に則した司法審査としての新しい手続きを構築することを日本政府に要望する。

- 調査

公正取引委員会は、調査手続きの透明性について、その基本となる国際的なレベルを維持すべきである。その観点から特に以下の手続きや権利保護の制度を要望する。

- (1) 調査対象者への公正取引委員会の保有するすべての証拠の開示
- (2) 弁護士秘匿権の尊重、及び、立入検査や供述の際に調査を受ける者の防御権を確保するためあらゆる調査過程において弁護士が立ち会うことを保障すること
- (3) 日本国憲法でうたわれている自己負罪拒否特権の尊重
- (4) 公正取引委員会に対して提供した情報の機密保護

企業結合についての事前届出

国際的な企業結合についての効果的、効率的審査を促進するために、公正取引委員会は、独禁法上の事前届出基準を引き上げ、日本にとって重大な影響がある取引のみを規制対象とすべきである。

公正取引委員会にとっても国際的な企業結合の当事者にとっても非生産的な行為を避けるために、本社あるいは主たる事業所の国籍、居所を問わず、いかなる当事者による企業結合においても、それぞれの当事者が日本において重要な水準の売上高に基づく重要な関連性を有する場合においてのみ、当該取引が日本の届出規制の対象となるよう改正を行うべきである。現行制度においても改正案においても、届出が必要な企業結合の対象となる会社の総資産又は売上高の基準が相対的に低い。こうした低い基準は、日本の競争環境に実質的な影響を与えない企業結合まで届出を要することとなり、過剰規制である。新しい届出基準を日本経済の規模に見合った実質的に高い水準に引き上げ、日本にとって重要な競争上の影響のあるケースを規制対象として残しつつ、公正取引委員会や企業結合の当事者の非生産的な行為を最小限にとどめるべきである。公正取引委員会は、国際競争ネットワーク(ICN)の「企業結合審査関連の提言」(“Nexus to Reviewing Jurisdiction” Recommended Practice)に則した改正を意識すべきである。同提言では、企業結合の届出基準は、現地市場における当事者の事業規模を基準とした届出を要する「現地市場との関連性」について、重大性に関する適切な基準を定めるべきであるとしている。ICNの提言における「重大性」の基準をみためには、経済規模が世界第2位の日本は、現行あるいは改正案にあるよりもずっと高い水準とすべきである。

課徴金

両協議会は、不公正な取引に対する課徴金の導入提案を公正取引委員会が再考することを要望する。不公正な取引(例えば、優越的地位の濫用、不当廉売、中小企業に対する差別的取引)と適法な競争とを的確に区分けすることは困難であることから、競争に実質的な悪影響を与えない取引に誤って課徴金が課せられる可能性がある。さらに、その結果として法を遵守しようとする企業において混乱が生じ、競争促進的な行動を萎縮させるおそれがある。こうしたネガティブな影響は、不公正な取引と認定されるのに支配や市場支配力という要件が不要であることからさらに増幅される。課徴金を課す場合は、法的安定性・予見可能性の観点および罪刑法定主義の観点から、私的独占における「競争の実質的な制限」の意味を独禁法に明記すべきである。また、不公正な取引方法については、これまでの実例に照らし、新たに対象

となる行為の要件を法律上明記すべきである。その際には、行為規制のあり方自体も個別に見直しを行うべきである。

経済連携協定

両協議会は、アジア経済の急速な発展と統合が進むなか、日米間の経済関係および両国経済の総合的な競争力を強化する最も効果的かつ永続的な手段として、包括的かつハイレベルな経済連携協定(EPA)を日米間で締結することを引き続き強く支持する。こうした意欲的な目標は、日米両国間の経済関係にさらに弾みをつけ、来年早々の米国の新政権誕生に際しては、積極的に前向きな二国間の経済関係構築の土台となる。

両協議会は、日米 EPA は「FTA プラス」の協定として、WTO のルールに基づき、「実質的に全ての貿易」および「実質的に全てのサービス分野」を含むものとする。日米 EPA では、関税に加え、法規制とその透明性、物流、基準・認証、商法、投資ルール、資本・為替市場、農業、アンチダンピングなどの貿易救済措置、競争政策、人的資源とヒトの移動、知的財産権、安全な貿易などを含む非関税措置が対象になるであろう。

両協議会は、アジア太平洋地域における自由貿易圏(FTAAP)の形成という野心的な長期目標を含め、環太平洋地域の経済統合の動きを加速させようとする APEC の取り組みを支持する日米両政府の姿勢を評価する。日米 EPA は、そうした経済統合を前進させる起点となり、良きモデルとなるであろう。実際、日米 EPA が締結されれば、両国は、ダイナミックなアジア太平洋地域における新たな貿易・経済構造の主要要素となる規制枠組みの構築に向けて指導力を発揮することで、アジア及び世界における自国の競争力を強化することができるだろう。両協議会は、引き続き WTO の多国間交渉を支持しており、包括的かつハイレベルな日米 EPA 交渉が多国間交渉をさらに前進させる原動力になるものとする。

両協議会は、日米両国の現在の政治状況や、日米 EPA 締結に向けては困難な問題が山積しているという現状に鑑み、包括的かつハイレベルな協定締結への道のりは厳しいものとする認識している。しかしながら、両協議会は、日米 EPA が両国に多くの利益をもたらす可能性があると考えており、両政府に対し、包括的かつハイレベルな日米 EPA の実現という中期目標に取り組むよう要望する。

両協議会は、貿易の拡大は企業と消費者に多大な恩恵をもたらすものの、競争の激化に伴い一部の分野では混乱を招く可能性があるとする。両協議会は、日米両国において、就業者、企業、地域社会が市場の急速な変化に適応し、ますますグローバル化する経済の中で成功を収められるよう支援するための強固なシステムを確立する必要性を認識している。必要な対策としては、農業改革、貿易の影響への対応支援措置・教育・労働者再訓練制度、移換可能でコスト効率のよい年金・医療制度などがある。こうした取り組みは、自由貿易推進に向けた幅広いコンセンサスを得るためにも必要である。

こうしたことから、両協議会は、包括的かつハイレベルな EPA 締結に向けたコンセンサス作りを進めていくとともに、日米両政府が、二国間の貿易と投資を妨げ、世界における両国の競争力を損なうような事業環境上の問題を解決すべく両国が直ちに協力を進めることを可能にするような暫定的ながらも拘束力のある貿易促進策導入への交渉を行うべきだと考える。